

E分科会 テーマ②「会計検査院の实地検査」

講師：荒谷 泉氏

(日本私立学校振興・共済事業団)

運営委員：酒井 伸

長岡 寛治

経常費補助金は、私立大学等の教育条件と研究条件の維持向上及び在学生の修学上の経済的負担の軽減並びに経営の健全化等に寄与するため、国から日本私立学校振興・共済事業団を経て、大学等を設置している学校法人に交付されています。日常的・経常的な経費に対する補助を趣旨とし、教職員の給与費、教育と研究の経費等を対象とする一般補助、特定の分野や課程等に係る教育・研究の振興を図るために特別補助の枠があります。国が直接または間接に交付していることから、会計検査院の实地検査の対象となっています。この検査の結果は検査院から内閣への報告書に不当事項として毎年提出されることとなります。

この分科会では、日本私立学校振興・共済事業団 助成部補助金課の荒谷泉課長を講師として研修を行いました。

研修では、次の3項目についてパワーポイントによるわかり易い解説が行われました。

1. 实地検査の最近の動向

实地検査の根拠法令に基づき、検査は11月から翌年5月まで学校法人に対し実施され、過大交付額が一定金額以上のときは不当事項として国会に報告される。平成29年度の検査は26件で昨年度よりも1件増加、不当法人については11月中には判明するが、検査対象校の半分程度は何らかの指摘があり補助金返還されているとして平成23年度以降の不当事項について説明があった。

2. 具体的な指摘事例と対応策

一般補助では「1週間の割当授業時間数未達」や「特例区分コードの記載の誤り」の事例や、改革総合支援事業(前年度不当事項3件)と特別補助をよく見る傾向との見解も示し、その中でタイプ1では「全学的な教学マネジメント…」で学部長1名がメンバーに入っていないとのことや「専門の担当部署を設置し…」で通年での専従部署とは言えないもの等が指摘となり、チェック項目の根拠資料を整備することが肝要とのことであった。また、申請部署と関係部署との連携不足と認識の違いや理解不足などチェック体制の不備が殆どの要因であるとの説明があった。

3. 効率的な見直し方法

申請時の対策は、①協働体制(申請担当部署だけでなく学校全体で取組む、自分の報告が補助金に影響するとの関係部署間の情報共有、チェック体制)が重要、②検査時は入力要領・記入要領との照合により指摘されることから申請時の要件・数値の確認が重要、③指摘に対し円滑な説明ができるように「根拠資料」と「調査票」との間に一覧表や取り組み状況表などの中間資料を作成し申請の調査票と一緒に保管するなどの説明があった。また、採択ギリギリの点数の場合補助金額が変わる項目について重点的にチェックするよう助言があった。

不当事項となった場合、国会報告がなされるばかりでなく、新聞等マスコミでも公表され募集等にも影響を及ぼすことから参加者の関心は高く、個別に質問や相談を持ちかけるなど有意義な研修となりました。